## 「世帯全員の住民票」の取得と、各届出書類の「住所」欄等の記入について

- ◎「世帯全員の住民票」の住所、各届出書類に記入する「住所」は、すべて、採用時点で住んでいる住所です。 そのため、採用時点までに転居予定のある方は、転居後の住所が記載された住民票を取得し、各届出書類にも転居後の住所を記入する必要がありま
- ◎ 通勤届に記入する通勤経路も、採用時点での住所を始点として記入してください。
- ◎ 手当書類や共済組合への申請書における住所も、採用時点での住所を記入してください。

※転居前の住所等採用時点で住んでいない住所が記載された住民票を取得し、書類を記入しても、すべて無効となり、やり直しとなります。

下記フローチャートで、ご自身がどのパターンに該当するのかをご確認ください。少しでもご不明な点がありましたら、配属病院の採用担当者へお問い合わせください。

## 現在住んでいる住所は、採用時点までに変更する予定はありますか? 変更する予定はない。 変更する予定があり、 変更する予定があるが、 採用時点以降も同じ住所に住む。 採用日の翌日以降に転居する。 採用日までに転居する。 □ 採用時点で現在と同じ住所に住んでいるため、 □ 採用時点で転居先の住所に住んでいることになるため、 □ 採用時点で現在と同じ住所に住んでいることになるため、 現在住んでいる住所が記載された「世帯全員の住民票」 転居先(=採用時点以降住む住所)への転居手続き 現在住んでいる住所が記載された「世帯全員の住民票」を を取得してください。 取得してください。 (住民票の異動手続き)を済ませた際に、転居先の住所が ※続柄は記載あり、本籍と個人番号は記載なし 記載された「世帯全員の住民票」を取得してください。 ※続柄は記載あり、本籍と個人番号は記載なし ※続柄は記載あり、本籍と個人番号は記載なし □ 各書類の住所欄には、現在住んでいる住所を記入してください。 □ 各書類の住所欄には、転居先の住所を記入してください。 □ 各書類の住所欄には、現在住んでいる住所を記入してください。 □ 通勤経路も、現在住んでいる住所を始点として記入してください。 □ 通勤経路も、転居先の住所を始点として記入してください。 □ 通勤経路も、現在住んでいる住所を始点として記入してください。 □ 住民票は転居手続きの完了後に取得するため、 □ 採用日の翌日以降に転居手続きを済ませた際にも、転居先の 住民票は後日提出でかまいません。 世帯全員の住民票を取得し、配属病院で手続きが必要です。 詳細は、配属病院へお問い合わせください。